

令和5年

住宅・土地統計調査 のはなし

子どもを育てやすい
住まいの実現

高齢者が安心して
暮らせるまちづくり

だれもが
安心して暮らせる
明日へ

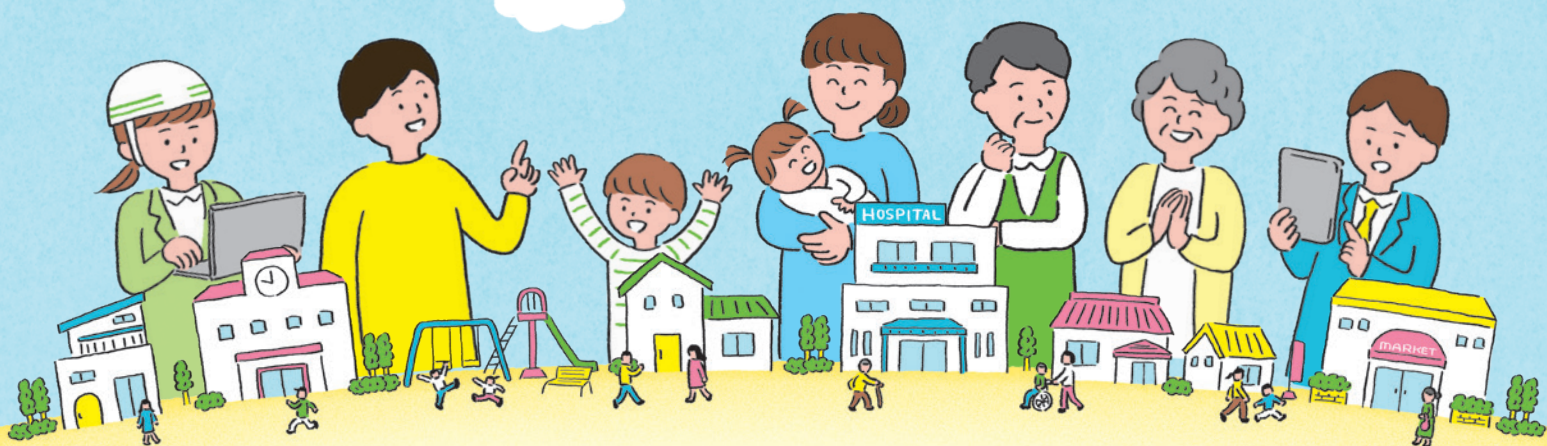
空き家の適切な
管理・除却・利活用

耐震や防災を主軸にした
住宅や都市計画づくり

住宅・土地統計調査 🔍

だれもが安心して暮らせる明日へ

住宅・土地統計調査



住宅・土地統計調査は、
わたしたちの住生活に関する最も基本的で重要な統計調査です。

この調査をスムーズに行うためには、
調査対象となる世帯はもちろん、ご協力いただく関係者のみなさまに、
調査の目的や意義を理解していただくことが必要です。

わが国の住生活関連施策に活かされる
貴重な資料となる住宅・土地統計調査をよくご理解いただき、
多くの皆様方にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



調査へのご協力
よろしくお願いいたします!

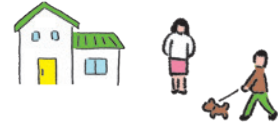


目次

1

住宅・土地統計調査とは? 2

- わたしたちの住生活の実態を明らかに
- 調査のねらいは?
- 調査の結果はどう活かされるの?



2

調査はどのように行うの? 4

- 調査の流れ
- 調査員のしごと



3

どのようなことを調査するの? 5



4

調査結果からみる住まいの様子 6

- 住宅数と世帯数
- 住宅の現状
- 世帯が所有する現住居以外の住宅
- 空き家の状況
- 高齢者のいる世帯の居住状況
- 持ち家の耐震の状況



5

住宅・土地統計調査と住宅事情の移り変わり 12

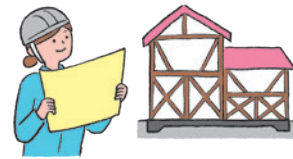
住宅・土地統計調査とは？

なんで
調査が必要
なのかな？



わたしたちの住生活の実態を明らかに

住宅・土地統計調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた基幹統計調査で、昭和23年から5年ごとに行われ、今回は16回目の調査に当たります。この調査は、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。



調査のねらいは？

この調査は、住宅数や居住世帯に関する基本的な情報を把握することを目的としています。また、今回の調査では、超高齢社会を迎えている我が国における高齢者の住まい方をより的確に把握するとともに、空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、引き続き、空き家の所有状況などを把握することを主なねらいとしています。

1

住宅数や居住世帯
に関する
基本的な情報



2

高齢社会を支える
居住環境



3

空き家の状況



個人情報は守られます

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。



守秘義務

調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。



利用制限

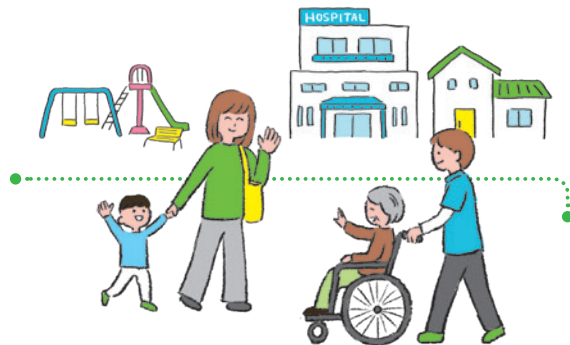
統計作成の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。



適正管理

記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない。

調査の結果はどう活かされるの？



1

住生活基本計画

住生活基本計画（令和3年3月閣議決定）の全国計画で掲げられた、以下の3点に関する目標設定や、これらの住政策等を計画的に推進するための基礎資料や成果指標として利用されています。

①

子どもを産み育てやすい
住まいの実現

②

多様な世代が支え合い、
高齢者等が健康で安心
して暮らせるコミュニティ
の形成とまちづくり

③

空き家の状況に応じた
適切な管理・除却・利活
用の一体的推進

2

国民経済計算（GDP等）の推計への利用

民間支出における家賃の推計に、調査結果から得られる総床面積、家賃単価等が利用されています。



3

白書における分析での利用

①

国土交通白書

全国、地域別の
空き家率など

②

首都圏白書

住宅の建て方別
建築年の状況

③

高齢社会白書

65歳以上の者に係る
住居の居住分析

4

地方公共団体における利用

地方公共団体における住生活基本計画（都道府県計画）の策定や住宅マスタープラン策定などの基礎資料として利用されています。また、耐震改修工事の促進計画及び助成制度の検討の基礎資料などにも利用されています。



5

学術研究等への利用

①

耐震や防災を主軸にした
住宅や都市計画づくり

②

空き家の今後の動向や
住環境との相関関係に関する研究



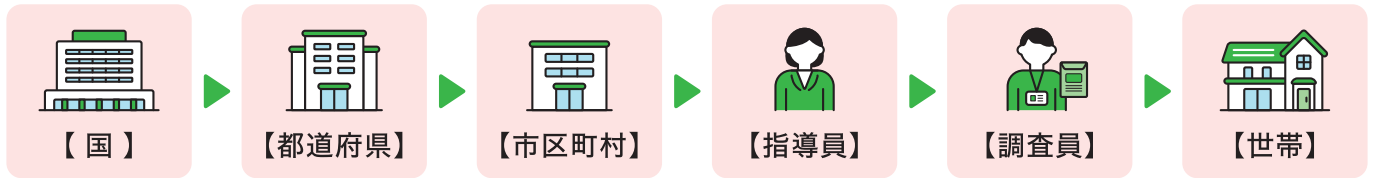
2

調査はどのように行うの？

調査員のしごとをご説明します！



調査の流れ



(総務省統計局)

回答はインターネット回答のほか、調査票を郵送または調査員に提出する方法によります。

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。



インターネット回答



郵送で提出



調査員に提出



期間中はいつでもOK!



世帯の回答は守られています!



調査員のしごと

9月上旬

調査対象となる地域を確認し、居住する各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。

9月下旬～

調査対象となった世帯を訪問し、調査への回答依頼及び調査票の収集を行います。

住宅・土地統計調査の調査員は、都道府県知事又は市町村長によって任命された地方公務員です。

調査員は、「調査員証」を携帯しています。



3

どのようなことを調査するの？

いろんな項目があるなあ



住宅・土地統計調査では、主に以下の項目について調査します。

1

世帯に関する事項

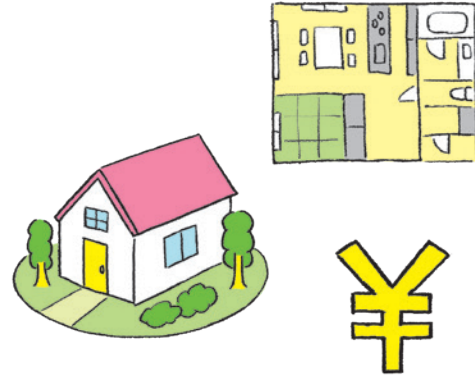
- 世帯の構成
- 同居世帯に関する事項
- 通勤時間
- 子の住んでいる場所
- 現住居に入居した時期
- 前住居に関する事項 など



2

住宅に関する事項

- 居住室の数及び広さ
- 家賃又は間代等に関する事項
- 構造
- 床面積
- 建築時期
- 設備に関する事項 など



3

現住居以外の住宅及び土地に関する事項

- 所有関係に関する事項
- 利用に関する事項



4

調査結果からみる住まいの様子

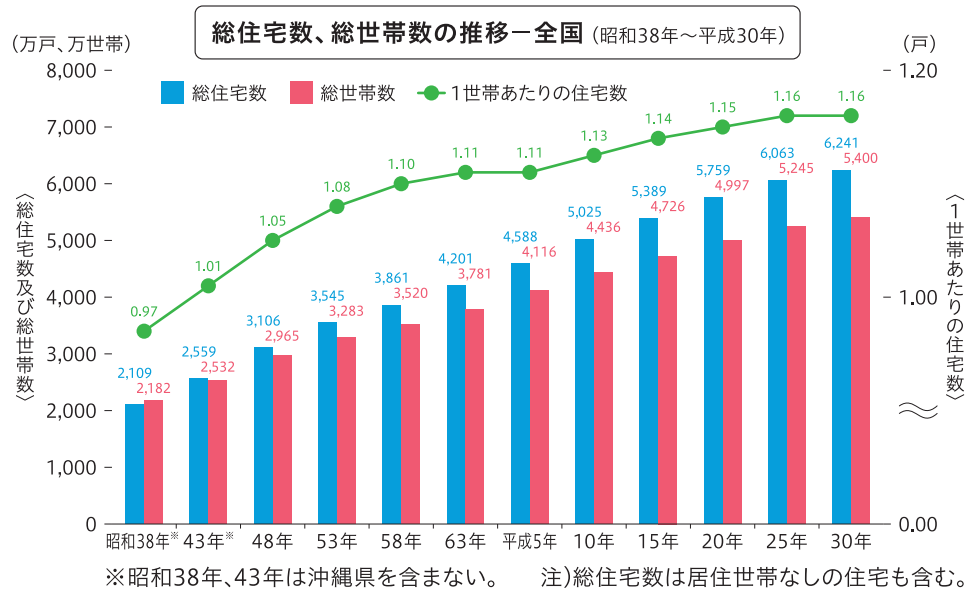
「住宅・土地統計調査」からは日本全体の住宅数や世帯数といった、最も基本的なデータにはじまり、住宅の状況（居住専用か店舗併用か、一戸建か共同住宅か等）、住宅や土地の所有状況（持ち家か借家か等）、住環境（最寄りの医療機関や公園までの距離等）などに関するデータも得られ、わたしたちの多様な住生活の実態が明らかになります。前回（平成30年）の調査結果から、主なものを紹介します。



住宅数と世帯数

【 総住宅数と増加率 】 総住宅数は6241万戸、増加率は2.9%

平成30年10月1日現在における我が国の総住宅数は6241万戸、総世帯数は5400万世帯となっています。平成25年と比べると、総住宅数は178万戸（2.9%）、総世帯数は155万世帯（3.0%）、それぞれ増加しています。



住宅の現状

【 都道府県別持ち家住宅率 】 持ち家住宅率が最も高いのは秋田県

住宅の所有の関係別割合を都道府県別にみると、持ち家の割合（持ち家住宅率）が最も高いのは、秋田県の77.3%で、次いで富山県、山形県、福井県、岐阜県などとなっており、東北地方の日本海側や北陸地方で高くなっています。

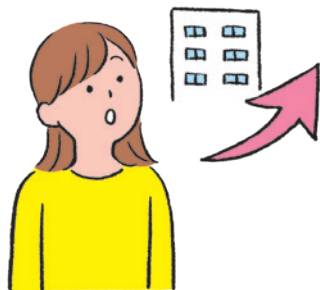
一方、持ち家住宅率が最も低いのは、沖縄県の44.4%で、次いで東京都、福岡県、大阪府、北海道などとなっています。

持ち家住宅率が高い都道府県		持ち家住宅率が低い都道府県	
秋田県	77.3%	沖縄県	44.4%
富山県	76.8%	東京都	45.0%
山形県	74.9%	福岡県	52.8%
福井県	74.9%	大阪府	54.7%
岐阜県	74.3%	北海道	56.3%

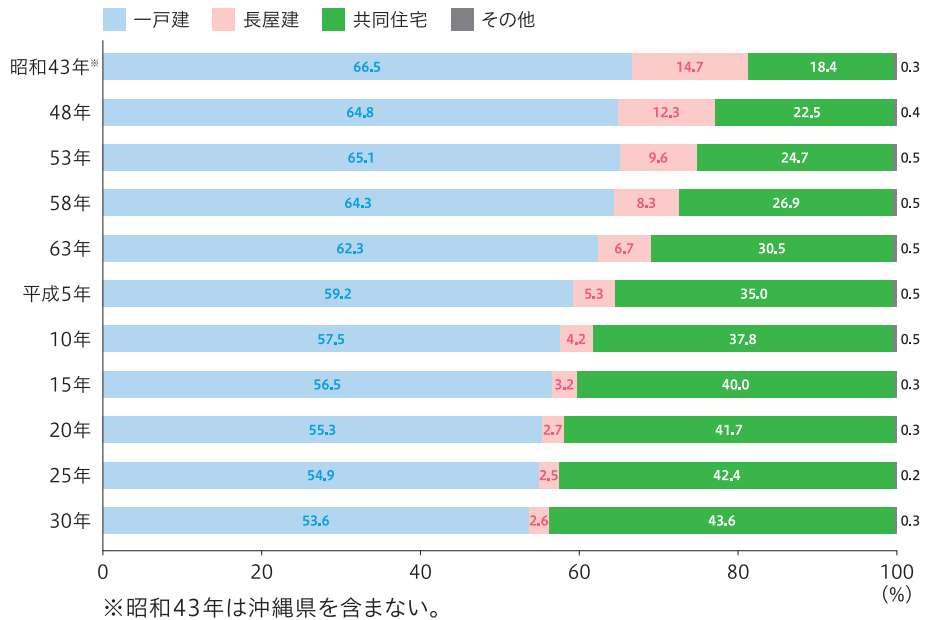
【住宅数に占める共同住宅の割合】 共同住宅の割合は、引き続き上昇

住宅の状況を建て方別にみると、一戸建が住宅全体の53.6%を占めており、長屋建が2.6%、共同住宅が43.6%、その他が0.3%となっています。

平成25年と比べると、一戸建が1.3ポイント減少となっているのに対し、共同住宅は1.2ポイント増加と、一貫して上昇しています。



住宅の建て方別割合の推移—全国（昭和43年～平成30年）



東京都では共同住宅が7割超

共同住宅の割合を都道府県別にみると、東京都が71.1%と最も高く、次いで沖縄県、神奈川県、大阪府などとなっており、主に大都市を有する都道府県において共同住宅の割合が高くなっています。一方、共同住宅の割合が最も低いのは、秋田県の17.8%で、次いで富山県、山形県などとなっています。

共同住宅の割合—都道府県（平成30年）

共同住宅の割合が高い都道府県

- 1 | 東京都 71.1%
- 2 | 沖縄県 59.0%
- 3 | 神奈川県 56.1%
- 4 | 大阪府 55.4%
- 5 | 福岡県 52.8%
- 6 | 兵庫県 46.6%
- 7 | 愛知県 45.8%
- 8 | 千葉県 44.8%
- 9 | 北海道 43.8%
- 10 | 埼玉県 43.5%

共同住宅の割合が低い都道府県

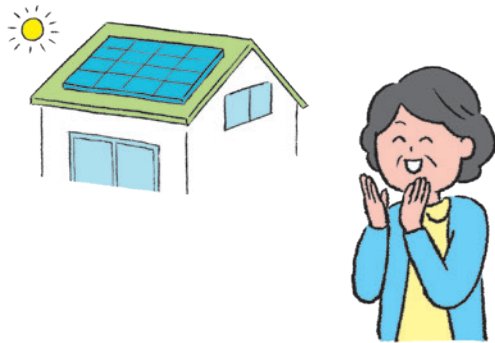
- 1 | 秋田県 17.8%
- 2 | 富山県 19.7%
- 3 | 山形県 20.5%
- 4 | 福井県 21.2%
- 5 | 青森県 21.3%
- 6 | 和歌山県 22.1%
- 7 | 岐阜県 23.1%
- 8 | 長野県 23.3%
- 9 | 岩手県 23.4%
- 10 | 新潟県 23.6%



【省エネルギー設備等の状況】

太陽光を利用した発電機器のある住宅の割合が最も高いのは佐賀県

太陽光を利用した発電機器のある住宅の割合を都道府県別にみると、佐賀県が9.4%と最も高く、次いで長野県、宮崎県などとなっています。一方、北海道が1.3%と最も低く、次いで東京都、秋田県、新潟県などとなっています。



太陽光を利用した発電機器の普及率—都道府県（平成30年）

太陽光を利用した発電機器のある住宅の割合が高い都道府県		太陽光を利用した発電機器のある住宅の割合が低い都道府県	
佐賀県	9.4%	北海道	1.3%
長野県	8.5%	東京都	1.4%
宮崎県	8.0%	秋田県	1.7%
栃木県	7.8%	新潟県	1.8%
山梨県	7.8%	青森県	2.1%

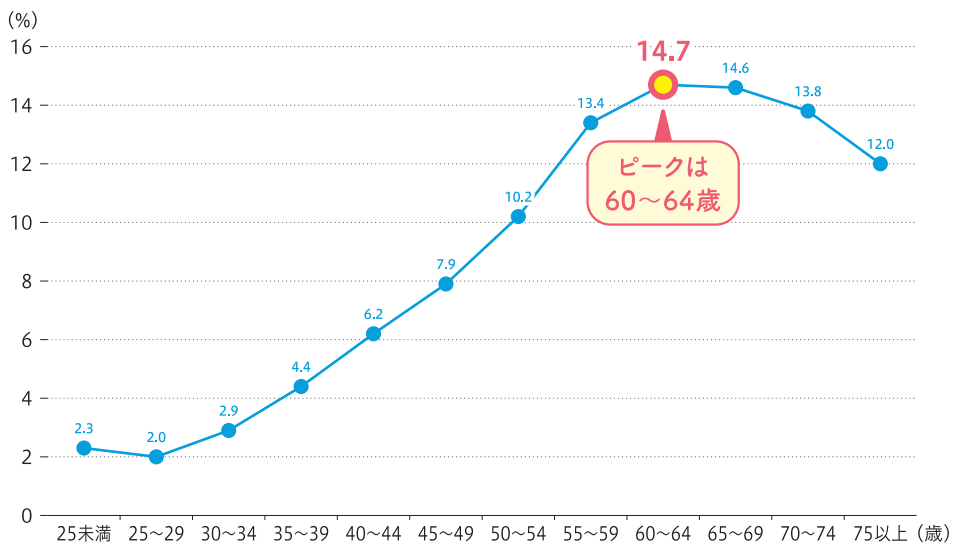
世帯が所有する現住居以外の住宅

50歳代以降の各年齢階級では1割以上が現住居以外の住宅を所有



現住居以外の住宅を所有する世帯は511万世帯で、世帯全体の9.5%を占めています。これを家計を主に支える者の年齢階級別にみると、年齢が上がるに従って上昇し、50歳代から1割を超え、ピークは「60～64歳」で14.7%となっています。

家計を主に支える者の年齢階級別現住居以外の住宅所有率—全国（平成30年）



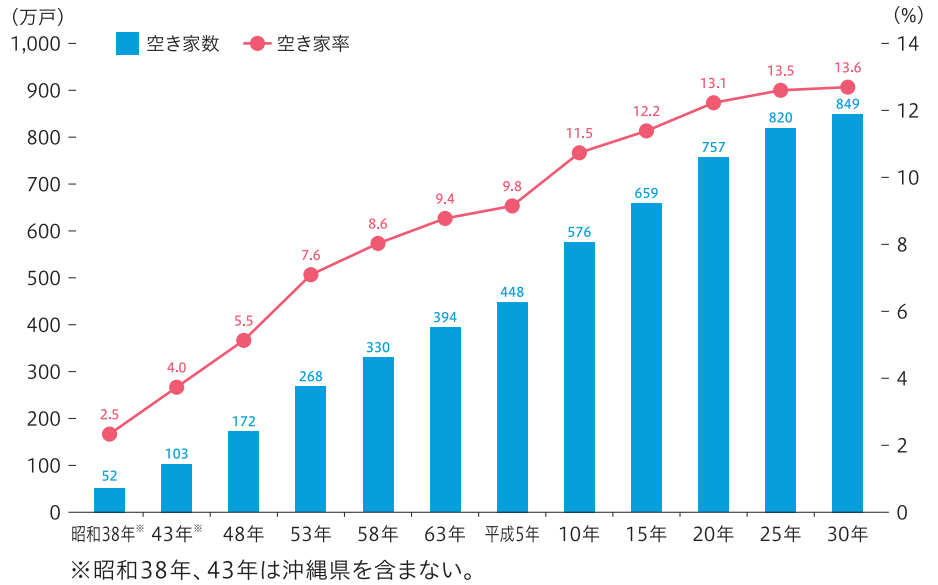
空き家の状況

【 空き家率 】 空き家率は引き続き上昇

空き家率（総住宅数に占める空き家の割合）は一貫して上昇を続けており、平成30年では13.6%と、住宅のほぼ7戸に1戸が空き家となっています。



空き家数及び空き家率の推移—全国（昭和38年～平成30年）

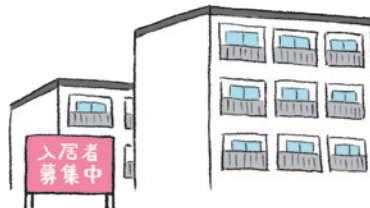
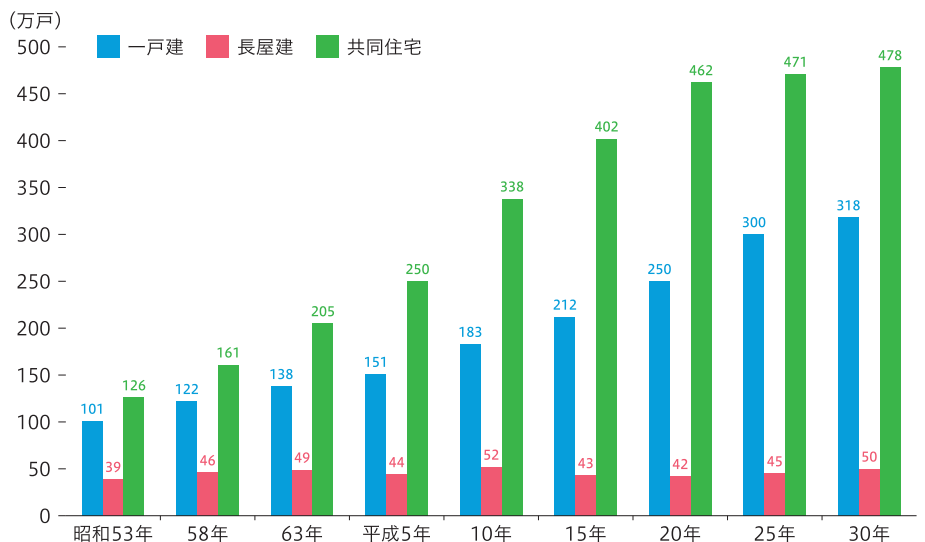


【 建て方別空き家数 】 共同住宅の空き家の増加幅が縮小

空き家の内訳を建て方別にみると、一戸建が318万戸、長屋建が50万戸、共同住宅が478万戸となっています。

住宅の建て方別空き家の推移をみると、平成20年までは、共同住宅の空き家数が急増し、昭和53年から平成20年までの30年間にかけて共同住宅の空き家は336万戸増加しましたが、平成25年以降は、増加幅が縮小しており、平成20年から30年までの10年間では、15万戸の増加にとどまっています。

建て方別空き家数の推移—全国（昭和53年～平成30年）



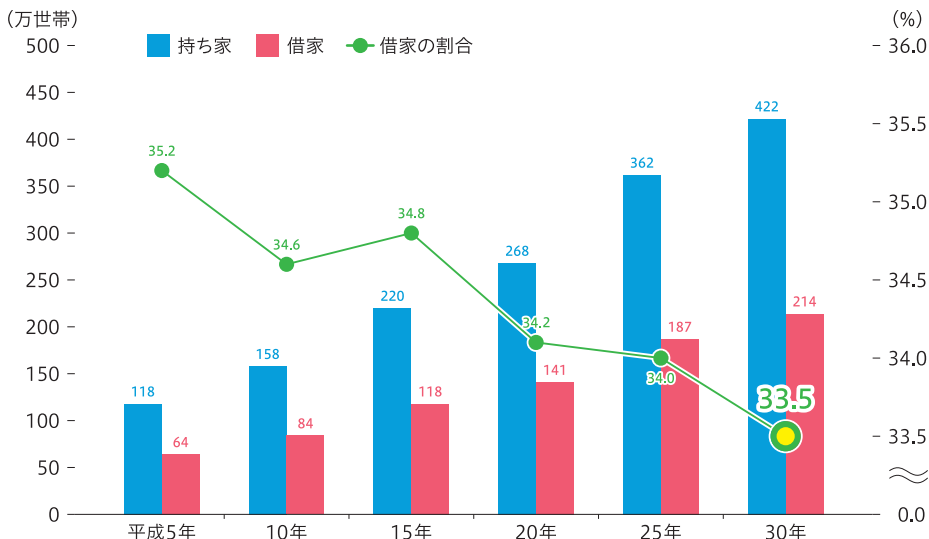
高齢者のいる世帯の居住状況

【 高齢単身世帯の状況 】 高齢単身世帯のうち、借家は33.5%

65歳以上の世帯員のいる主世帯（高齢者のいる世帯）のうち「高齢単身世帯」（638万世帯）をみると、持ち家が422万世帯（高齢単身世帯に占める割合66.2%）、借家が214万世帯（同33.5%）となっており、平成25年と比べ、持ち家が60万世帯（16.7%）増、借家が26万世帯（14.0%）増となっています。

また、「高齢単身世帯」の借家の割合について、平成5年以降の推移をみると、低下傾向となっており、平成25年と比べ、0.5ポイントの低下となっています。

住宅の所有の関係別高齢単身世帯数及び借家の割合—全国（平成5年～30年）



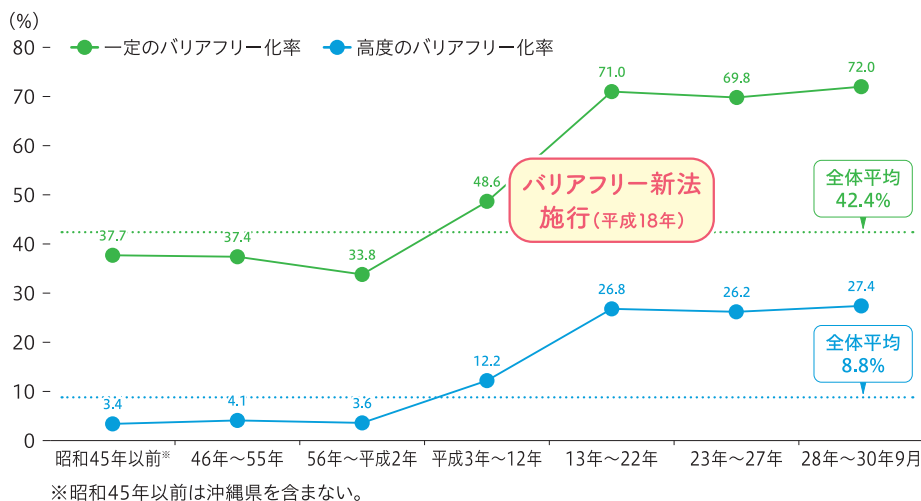
【 高齢者が住む住宅のバリアフリー化率 】

高齢者が住む住宅の一定のバリアフリー化率は42.4%

高齢者のいる世帯のうち、一定のバリアフリー化住宅に居住している世帯の割合（一定のバリアフリー化率）は42.4%となっています。また、高度のバリアフリー住宅に居住している世帯の割合（高度のバリアフリー化率）は8.8%となっています。

一定のバリアフリー化率について住宅の建築の時期別にみると、「平成13年～22年」から「平成28年～30年9月」までの区分では、いずれも70%程度となっており、その中でも「平成28年～30年9月」が72.0%と最も高くなっています。

建築の時期別高齢者のいる世帯のバリアフリー化率—全国（平成30年）



バリアフリー化住宅とは？

一定のバリアフリー化住宅とは、人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造のうち、2箇所以上の「手すりの設置」又は「段差のない屋内」がある住宅をいい、高度のバリアフリー化住宅とは、2箇所以上の「手すりの設置」、「段差のない屋内」及び「廊下などが車いすで通行可能な幅」がいずれもある住宅をいいます。



持ち家の耐震の状況

耐震診断をした持ち家の割合が最も高いのは東京都

平成26年以降に耐震診断をした持ち家の割合を都道府県別にみると、東京都が16.7%と最も高く、次いで宮城県、熊本県、神奈川県、静岡県などとなっています。一方、青森県及び長崎県が4.4%と最も低く、次いで秋田県、島根県、沖縄県などとなっています。



平成26年以降に住宅の耐震診断をした
持ち家の割合—都道府県（平成30年）

耐震診断をした
持ち家の割合が高い
都道府県

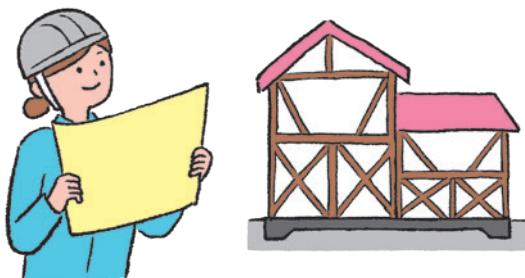
東京都	16.7%
宮城県	13.0%
熊本県	11.6%
神奈川県	11.5%
静岡県	11.5%

耐震診断をした
持ち家の割合が低い
都道府県

青森県	4.4%
長崎県	4.4%
秋田県	4.8%
島根県	4.9%
沖縄県	5.1%

耐震改修工事をした 持ち家の割合が最も高いのは 高知県及び熊本県

平成26年以降に耐震改修工事をした持ち家の割合を都道府県別にみると、高知県及び熊本県が3.9%と最も高く、次いで静岡県、福島県、宮城県などとなっています。一方、沖縄県が0.7%と最も低く、次いで北海道、長崎県、岡山県、山口県などとなっています。



平成26年以降に住宅の耐震改修工事をした
持ち家の割合—都道府県（平成30年）

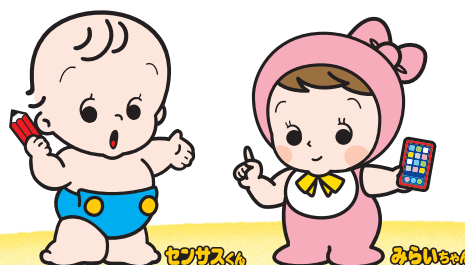
耐震改修工事をした
持ち家の割合が高い
都道府県

高知県	3.9%
熊本県	3.9%
静岡県	3.1%
福島県	2.8%
宮城県	2.8%

耐震改修工事をした
持ち家の割合が低い
都道府県

沖縄県	0.7%
北海道	1.2%
長崎県	1.4%
岡山県	1.4%
山口県	1.4%

調査で明らかになったデータが
様々な施策に使用されます



5

住宅・土地統計調査と 住宅事情の移り変わり

1948～1988年
昭和

昭和23年(1948年)

物価が高騰、衣・食・住が著しく不足した。

1948年



1953年

昭和28年(1953年)

昭和25年に住宅金融公庫が、26年に公営住宅制度が設立され、住宅建設が促進された。

昭和33年(1958年)

住宅数より世帯数の増加が上回り、住宅数の不足解消が課題であった。

1958年



1963年

昭和38年(1963年)

不燃、堅ろう化、高層化と新たな住宅開発が推進された。

昭和43年(1968年)

住宅難解消とともに、高度成長による人口の都市集中等による住宅需要に対処することが課題となった。

1968年



1973年

昭和48年(1973年)

1世帯1住宅を達成！
しかし、なお残る住宅難解消と居住水準のレベルアップが課題となった。

昭和53年(1978年)

住宅の充足に伴い、良質な住宅の確保が課題となった。

1978年



1983年

昭和58年(1983年)

低所得層、都市勤労層への住宅供給の推進と住環境の整備に目標がおかれた。

昭和63年(1988年)

住宅の質の一層の向上と高齢者の居住設備の整備が課題となった。

1988年



平成・令和へつづく



平成5年(1993年)

住宅・土地価格の急騰で、通勤時間や住宅規模に対して大きな影響を与えた。



1993年

平成10年(1998年)

国民生活の多様化等、社会経済の変化に伴い、国民のライフスタイルに応じた住生活の実現が課題となった。



1998年

平成15年(2003年)

誰もが快適に暮らせる住宅環境を整備することが課題となった。



2003年

平成20年(2008年)

住宅政策の量から質への本格的な転換が図られることとなり、耐震性、防火性、防犯性向上などが課題となった。



2008年

平成25年(2013年)

ハード面(広さ等)に加え、ソフト面の充実による住生活の向上、住宅ストックの管理・再生対策、既存住宅流通・リフォーム市場の推進などが課題となった。



2013年

平成30年(2018年)

住環境対策として、空き家対策の重要性が年々高まる中、住生活基本計画において、初めて空き家に関する成果指標が設定されたことから、その実態の把握が課題となった。



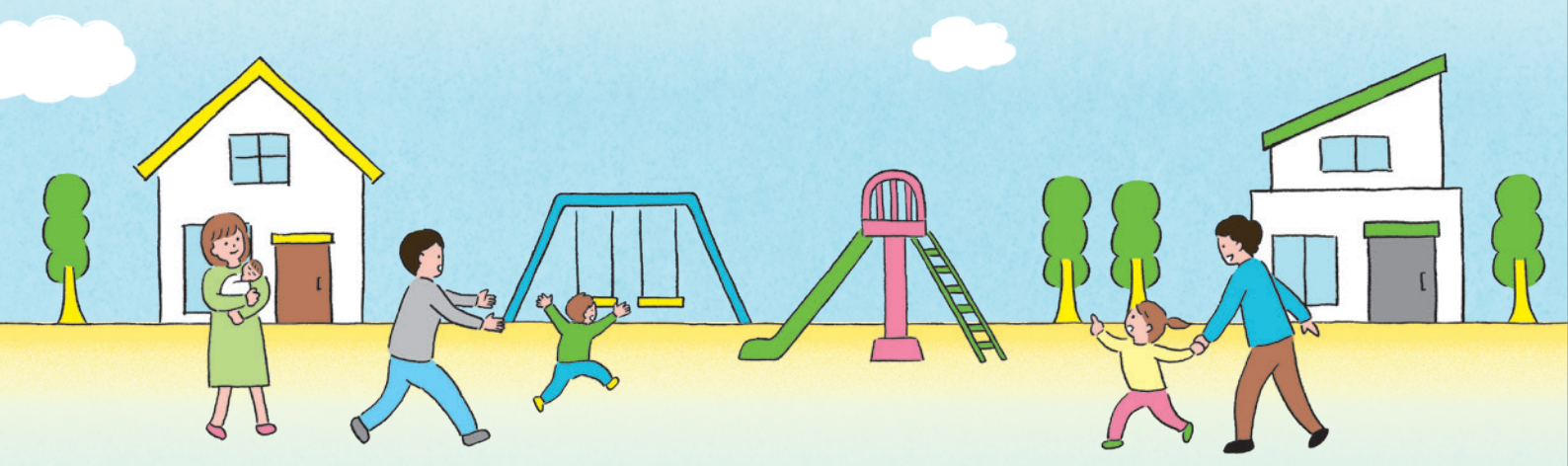
2018年

令和5年(2023年)

超高齢社会を迎えている我が国における **高齢者の住まい方をよりの確に把握する。**

2023年





令和 5 年

住宅・土地統計調査

調査へのご協力
よろしくお願いいたします!

